

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 30 日

長野地方法務局 登記官 小 池 裕
記

1 手続番号

- (1) 第 1000-2025-0102 号
- (2) 第 1000-2025-0103 号
- (3) 第 1000-2025-0104 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 長野市七二会字蟹沢東沖甲 856 番 2
- (2) 長野市七二会字蟹沢東沖甲 857 番 2
- (3) 長野市七二会字蟹沢東沖甲 869 番 2